

経営事項審査の取扱い変更について

○郵送受付の開始について

経営事項審査の受付を、原則郵送に変更します。手続きの詳細については、「経営事項審査の郵送受付開始について」をご参照ください。

○確認書類の簡素化について

- ① 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写又は注文書及び請書の写について

【現状】

工事経歴書に記載されている工事全てについて提示を求める。

【変更後】

原則、建設工事の種類毎に請負代金の大きい工事上位3件について確認を求める。

- ② 工事種類別完成工事高の確認資料である消費税納税証明書について

【現状】

原本の提示を求める。

【変更後】

写の確認を求める。

- ③ 技術職員名簿に記載されている職員に係る資格の確認書類について

【現状】

新規掲載者については原本、過去の経営事項審査において提示を受けている者については写の提示を求める。

【変更後】

過去の経営事項審査において提出(※)しており、かつ、当該資格免許証等に有効期限の定めがない場合は、変更がない限りにおいて、次回以降の提示を不要とする。また、新規掲載者については写の提出を求める。

※今回の事務の取扱い変更後初めて経営事項審査を申請する際は、技術職員名簿に記載されている職員全員分の資格免許証等の写を提出すること。

○変更の時期

令和3年4月受審分より適用する。